



令和6年7月19日
第212号



加須市学校事務共同実施

夏休み にぴったりの福利厚生

レクリエーション補助事業

会員が文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等を利用又は、自己啓発のために講座等を受講したとき、請求により費用の一部を補助

- ▶ **補助金額**
自己負担額 5,000 円以上
→3,000 円
- ▶ **補助対象利用期間**
R6.4.1~R7.2.28
- ▶ **提出期限**
~R7.3.14 (必着)

- ▶ **主な補助対象内容**
 - ・レジャー（遊園地、日帰り温泉、キャンプ場等）
 - ・文化芸術（コンサート、美術館、仏閣等）
 - ・スポーツ（スポーツ観戦、ジム、ゴルフ場等）
 - ・自己啓発（各種講座、検定講習等）



忙しいあなたに 利用してほしい！！

家事支援サービス利用補助事業

会員又はその配偶者、会員と同居する家族が、一時的な家事の支援が必要になった場合、年度内 14 日（ハウスクリーニングを行う業者は 1 日のみ）の範囲内で利用料を補助

- ▶ **補助金額**
家事支援サービス→1 日 6,000 円上限
ハウスクリーニング→1 日 4,000 円上限
- ▶ **補助対象利用期間**
R6.4.1~R7.3.31
- ▶ **提出期限**
~R7.4.10 (必着)

- ▶ **よく利用されるサービス**
 - 家事支援：家事代行、料理の作り置き、掃除代行、お風呂掃除など
 - ハウスクリーニング：エアコンクリーニング、レンジフード・換気扇・排水管等の掃除など



子ども預かりサービス利用補助事業

保育施設での一時預かり、またはベビーシッター等により組合員の家庭で行われるものを対象に、保育対象者（子）1 人につき年度内 20 日の範囲内で利用料を補助

- ▶ **補助金額**
利用 1 日（3 時間以上）
→5,000 円上限
- ▶ **補助対象利用期間**
R6.4.1~R7.2.28
- ▶ **提出期限**
~R7.3.14 (必着)

※普段登園している保育園・幼稚園での「預かり保育」や「延長保育」は補助対象外



いずれの請求にも領収書等の添付が必要になります。領収書の記載には注意事項がありますので、請求前には互助会 HP、または事務職員へご確認ください。



詳細は互助会 HP から

【Kazoj 後記】

皆さんは、1 学期がいつまでか、ご存知ですか？？終業式当日の今日まで？？それとも、2 学期の始業式前日まで？？将又、別の日？？正解は、、お近くの事務職員まで！！（事務職員の皆さんごめんなさい）